

玄関先
まで伺います

安否確認
を行います

申込み
が必要です



ふれあい収集とは

家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者のうち、所定の要件を満たす人のみでお住まいの世帯を対象に、週に1回、市の担当職員が玄関先まで戸別回収に伺います。

安否確認も同時に行います

声かけをご希望の利用者に対して、収集時に「ひと声」かけることで、コミュニケーションを図り、安否確認を行います。
声かけに応答がない場合は、緊急連絡先へ連絡します。

ご利用できる世帯は

世帯の全員が次の要件①～④のいずれかに該当する世帯

- ① 介護保険・・・要介護2以上
- ② 身体障害者手帳・・・1級，2級
- ③ 精神障害者保健福祉手帳・・・1級，2級
- ④ 療育手帳・・・A1,A2

※制度対象外：親族や近隣住民等から協力が得られる方
病院や福祉施設等に入院または入居している方・・・など

収集までの流れ

【問い合わせ】

紀の川市収集事務所（令和6年4月から）

住所：紀の川市桃山町調月1679-2

電話：0736-67-6330

申込書の
提出

『紀の川市ふれあい収集申込書』に必要事項を記入の上、紀の川市収集事務所（または 本庁 廃棄物対策課・各支所・出張所）に提出してください。

- ・介護保険被保険者証や障害者手帳など、要件を確認できる書類のコピーを添付してください。
- ・利用者本人以外による代理申請も可能です。

調査
面談

ご自宅に伺い、世帯状況・収集場所・収集日・声かけの希望などについて、聞き取り確認を行います。

- ・書類上で要件を確認のうえ、申込者へ調査面談の日程調整連絡を行います。
- ・代理申込の場合、代理人は立会いをしてください。

結果通知

審査結果（利用可否）を郵送で通知します。結果通知の際に、収集日をお知らせします。

収集開始

収集職員が週に1回、すべての収集品目を収集します。

- ・指定の袋にそれぞれ分別が必要です。
- ・指定ごみ袋に入らない粗大ごみは収集しません。
- ・声かけに回答がない場合など、必要に応じて緊急連絡先へ連絡します。

《収集品目》



もやすごみ



カン類



ビン類



古紙類



容器プラ類



ペットボトル



セトモノ類